

輸出飼料等に関する自由販売証明書の発行要領

農林水産省消費・安全局長通知

平成26年11月28日付け26消安第4028号

平成27年4月16日付け27消安第330号改正

平成27年6月4日付け27消安第1274号改正

1 目的

本要領は、我が国で製造される飼料、ペットフード及び飼料添加物（以下「飼料等」という。）を輸出する際に、輸出相手国の通関関係機関から提出又は提示を求められる自由販売証明書（飼料等が我が国において問題なく流通していることを証する証明書をいう。以下同じ。）の発行手続その他の必要な事項を定めるものである。

2 対象

本要領に基づく証明書の発行対象は、次に定める物とする。

- (1) 飼料：動物の栄養に供することを目的として使用される物その他の動物が摂取する物（ペットフード及び飼料添加物を除く。）をいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品は、これを含まない。
- (2) ペットフード：ペットの栄養に供することを目的として使用される物をいう。
- (3) 飼料添加物：飼料及びペットフードの品質の低下の防止及び栄養成分その他の有効成分の補給、飼料及びペットフードが含有している栄養成分の有効な利用の促進等を目的として飼料及びペットフードに添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物をいう。

3 自由販売証明書の発行要件

- (1) 自由販売証明書は、次の全ての要件に適合している飼料等の製品について発行する。
 - ア 輸出相手国における当該製品の輸入手続において自由販売証明書が必要であること。
 - イ 我が国で製造又は加工され、かつ、一般に販売されていることが製造記録その他の提出書類により確認できる製品（輸出相手国における販売に対応するため製品表示のみを変更したものを含む。）であること。
 - ウ 関係法令に基づく販売等の禁止、廃棄又は回収等の命令、指導等を受けている製品でなく、また、製造業者等が自主回収又は出荷停止を行っている製品でないこと。
 - エ 製造業者から出荷された後、開封等がされておらず、適切な管理が行われている製品であること。
- (2) 自由販売証明書の発行は、当該証明書の申請を行おうとする輸出者が次に掲げる全ての要件に適合していると認められる場合に限り行う。
 - ア 申請を行う日前三年以内に、本要領に基づく手続において不正を行っていないこと。
 - イ 申請を行う日前三年以内に、関係法令に基づき、輸出飼料等に係る販売等の禁止、廃棄又は回収等の命令等を受けていないこと。
 - ウ 本要領に基づき過去に発行された自由販売証明書を輸出相手国の通関関係機関に提出又は提示する目的以外の目的で使用していないこと。

4 自由販売証明書の発行手続

- (1) 輸出者は、輸出相手国の輸入手続において、輸出相手国の通関関係機関から自由販売証明書の提出又は提示を求められることを確認した場合には、輸出する飼料等（以下「輸出飼料等」という。）の製造業者に対し、当該飼料等の製品が3の（1）のイ及びウの要件に適合していることを確認し、当該製造業者から別紙様式1により回答を得る。
- (2) 輸出者は、輸出日前10開庁日までに、輸出飼料等に関する自由販売証明書発行申請書（別紙様式2）に次に掲げる書類を添付して、農林水産省消費・安全局長（以下「消費・安全局長」という。）に対し、自由販売証明書の発行を申請する。申請書類の提出については、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課（以下「畜水産安全管理課」という。）宛てに郵送（返送に必要な料金分の切手を貼付し住所等を記入した返信用封筒を併せて同封すること。）又は持参のいずれかの方法による。
 - ア 飼料等に関する確認書（別紙様式1）
 - イ 「Certificate of free sale」（別紙様式3）：必要事項を英語で記載すること
 - ウ インボイス
 - エ パッキングリスト
 - オ 輸出飼料等が我が国で製造又は加工され、流通していることが明らかとなる製造記録その他の関係書類の写し等
 - カ その他畜水産安全管理課が自由販売証明書を発行するため必要と認める書類
- (3) 輸出者から提出された書類等により、当該製品及び輸出者が3に掲げる要件を満たしていることを確認できた場合には、証明書様式（別記様式3）に必要事項を記載し、証明書を発行する（文書番号は「26消安第XXX号」の場合、「No. XXX 26-sho-an」と記載する）。

5 留意事項

- (1) 自由販売証明書の発行は、飼料等の円滑な輸出が行われるよう行政サービスの一環として行うものであり、事前通告なしに当該証明書発行の遅延、本要領の変更等が行われる可能性がある。なお、国は、これらにより発生した損失等の補償は行わない。
- (2) 自由販売証明書は、個々の輸出飼料等の安全性を証するものではない。また、本要領に基づく自由販売証明書の発行は、他の機関等が行う同趣旨の証明書の発行を妨げるものではない。
- (3) 輸出相手国の通関関係機関が自由販売証明書以外の証明書の提出又は提示を求めている場合には、消費・安全局長は、必要に応じて当該証明書を発行することができる。この場合、当該証明書において証明する事項は、畜水産安全管理課において客観的に確認できる事項（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づく届出事業者であること等）に限る。
- (4) 輸出者は、輸出相手国の飼料等に関する規制等について自ら情報を収集するとともに、検査を適宜実施する等により製品管理に努める。
- (5) 提出書類に疑義があること等が確認又は推定された場合、畜水産安全管理課は、必要に応じて、輸出者に対し、当該製品等に関する調査等を行う。輸出者は、提出書類の正確性のみならず、輸出する飼料等の安全性、輸送、保管等における製品管理等についても責任を負うものとし、調査に対して協力し、指導に対しては真摯に対応しなければならない。

平成 年 月 日

輸出者 住所

氏名

殿

(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

製造業者 住所

氏名

印

(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

飼料等に関する確認書

当社が製造する下記製品は、輸出のみを目的として製造した製品でなく、自主回収又は出荷停止を実施している製品ではありません。

また、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）又は愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号）の対象である製品については、それぞれの法律に基づく製造等の禁止、廃棄又は回収等の命令、指導等を受けていません。

記

1. 飼料等の種類：
2. 製品名：
3. 内容量：
4. 製造ロット：
5. 製造事業場の名称：
6. 製造事業場の住所：

年 月 日

農林水産省 消費・安全局長 殿

申請者（輸出者）

住所

氏名

印

（法人にあってはその所在地、名称及び代表者の
氏名並びに担当者の部署、氏名、連絡先）

輸出飼料等に関する自由販売証明書発行申請書

「輸出飼料等に関する自由販売証明書の発行要領」（平成26年11月28日付け26消安第4028号農林水産省消費・安全局長通知）別紙の4の（2）に基づき、輸出飼料等の自由販売証明書の発行を下記のとおり申請します。

記

1. 製品の詳細

- (1) 輸出相手国の輸入者の氏名及び住所（英語）：
.....
.....
- (2) 製造事業場の名称及び住所（日英併記）：
.....
.....
- (3) 自由販売証明書を提出する輸出相手国の機関の名称及び住所（英語）：
.....
.....
- (4) 飼料等の種類及び製品名（日英併記）：
.....
.....
- (5) 数量及びネットウェイト（kg）：
.....
.....
- (6) 製造ロット：
.....
- (7) 仕向地（国）（日英併記）：
.....
- (8) 出発港（日英併記）：
.....
- (9) 到着港（日英併記）：
.....
- (10) 輸送方法（船舶の英語名称、航空機の便名）：
.....
- (11) 輸出年月日：
.....
- (12) インボイス番号：
.....

2. 誓約事項

本申請書に基づき発行される自由販売証明書(Certificate of free sale)については、輸出しようとする飼料等の製品が我が国において流通していることを証明するものであり、輸出される個々の製品の安全性を証明するものではないことを理解します。

自由販売証明書の発行については、円滑な製品の輸出が行われるよう行政サービスの一環で行われており、事前の通告なしに当該証明書発行の遅延、本要領の変更等が行われる可能性があること、これらにより発生した輸出入関係手続上のトラブル、損失等については、国は補償できないことを了解します。

輸出者が本要領に基づく手続において不正を行った場合又は関係法令に基づき輸出飼料等に係る販売等の禁止、廃棄若しくは回収等の命令等を受けた場合には以後3年間、輸出相手国の通関関係機関に提出又は提示する目的以外の目的で当該証明書を取得した場合には永久に、当該輸出者に対して本要領に基づく自由販売証明書の発行が行われないことを了解します。

また、以下の内容を満たすものであることを誓約します。

- (1) 前記1の記載事項が正しいこと。
- (2) 輸出しようとする製品は関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。
- (3) 輸出相手国の通関関係機関から当該証明書の提出又は提示が求められたため、申請を行うものであること。
- (4) 当該製品は日本国内で販売されている製品であり、輸出のみを目的として製造された製品ではないこと。
- (5) 関係法令に基づく販売等の禁止、廃棄又は回収等の命令を受けている製品でなく、また、製造業者等が自主回収又は出荷停止を行っている製品でないこと。
- (6) 製造業者から出荷後、開封等がされておらず、適切な管理が行われている製品であること。
- (7) 輸出者は、本申請書の記載内容と輸出貨物の内容とが相違ないことを製造業者と密に連絡をとり確認していること。
- (8) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い、貨物の開梱等を行うこと。

住所

氏名

印

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

(申請書の記載等に関する注意事項)

1. 「飼料等の種類」には、飼料、ペットフード又は飼料添加物のいずれかを記載すること。
2. 本申請書の記載内容を確認することができる関係書類（国内の製造事業者における製造記録、出荷記録、インボイス、パッキングリスト等の写し）を添付すること。
3. 本申請書に基づく自由販売証明書を受け取る際には、当該証明書の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを確認すること。

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

No. _____

CERTIFICATE OF FREE SALE

This is certifying, not pertaining to a particular production lot or export consignment, that the under-mentioned products are readily available for sale in Japan without restriction.

1. Manufacturer:

2. Address:

3. Kind of product:

4. Product name(s):

Invoice No.: _____

Date of Issue: _____

Official stamp

XXX XXX(Name)
Director-General
Food Safety and consumer Affairs Bureau
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries